

# 安芸広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定審査会規程

(平成 14 年 11 月 12 日 規程第 1 号)

改正 平成 15 年 4 月 1 日 規程第 1 号

平成 20 年 6 月 20 日 規程第 1 号

## (設置)

第 1 条 安芸広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）が行う建設工事等の指名競争入札に係る指名業者の選定について、その公正を期するため事務組合建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (任務)

第 2 条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 予定価格 5,000 万円以上の工事請負に関する指名競争入札参加者の選定
- (2) 予定価格 1,000 万円以上の委託業務に関する指名競争入札参加者の選定
- (3) 指名競争入札参加資格者の指名停止に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 審査会は、次の各号に定める職にあるものを委員として組織する。

- (1) 東洋町副町長
- (2) 室戸市副市長
- (3) 奈半利町副町長
- (4) 田野町副町長
- (5) 安田町副町長
- (6) 北川村副村長
- (7) 馬路村副村長
- (8) 安芸市副市長
- (9) 芸西村副村長
- (10) 事務局長

2 前項の規定にかかわらず、副市町村長が欠けたとき若しくは副市町村長に事故あるとき、又は副市町村長を置かない市町村にあつては、当該市町村と協議のうえ、当該市町村の職員の中から管理者が委員を指名する。

## (会長及びその代理者)

第 4 条 会長は、事務組合幹事会の代表幹事の委員を、副会長は会長が指名したものをあてる。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審査会の会議は委員の3分の2以上が出席し、会議の議事は出席者の過半数の同意を得なければならない。

(意見聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 審査会で審議された事項は、他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成14年11月12日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日 規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月20日 規程第1号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。